

納税者の皆様へ

1

I 国税庁について

5

1 国税庁の任務と使命	5	(6) 政策評価と税務行政の改善	8
2 税務行政の運営の考え方	7	コラム1 「税務行政の将来像 ～スマート化を目指して～」の公表	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	7	(2) 国税庁の予算と定員	9
(4) 酒税行政の適正な運営	8	(3) 国税組織の機構	10
(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8		

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

11

1 情報提供等	11	4 納付手段の多様化	22
(1) ホームページによる情報提供	11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組	23
(2) 租税教育	13	(1) マイナンバー制度の概要	23
(3) 講演会	14	(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応	23
(4) 説明会	14	(3) 法人番号の付番機関としての対応	25
(5) 事前照会	15	6 IT化・業務改革(BPR)の推進	26
(6) 税務相談	15	7 適正な源泉徴収制度の運営	27
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)	17	8 改正消費税法への対応	28
コラム2 e-Taxの利便性向上を図ります	18	(1) 消費税の軽減税率制度	28
コラム3 大法人はe-Taxによる申告が必要となります	19	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組	30
3 確定申告	20	9 関係民間団体との協調	30
(1) ICTを利用した申告の推進	20		
(2) 多様な納税者ニーズへの対応	21		

III 適正・公平な課税・徴収

32

1 適正・公平な課税の推進	32	3 国際的な取引への対応	41
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	32	(1) 背景	41
(2) 調査以外の手法の活用	34	コラム4 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況	42
(3) 資料情報	35	(2) 情報リソースの充実	43
(4) 査察	35	(3) 調査マンパワーの充実	47
2 確実な税金の納付	37	(4) グローバルネットワークの強化	47
(1) 自主納付態勢の確立	37	(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	49
(2) 滞納の整理促進への取組	37	コラム5 移転価格税制に関する協力的手法による取組	50
(3) 集中電話催告センター室	39	4 各国税務当局との協力	51
(4) インターネット公表	39	(1) 開発途上国に対する技術協力	51
(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	40	(2) 国際会議への参加	52

IV 権利救済

53

- | | | | |
|------------|----|-------------|----|
| (1) 再調査の請求 | 54 | (3) 訴訟 | 54 |
| (2) 審査請求 | 54 | (4) 権利救済の状況 | 55 |

V 酒税行政の適正な運営

56

- | | | | |
|-------------------------------|----|---------------------------|----|
| (1) 日本産酒類の振興の取組 | 56 | (2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組 | 60 |
| コラム6 ワインの表示ルール | 58 | (3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組 | 60 |
| コラム7 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について | 59 | (4) 社会的要請への対応の取組 | 61 |

VI 税理士業務の適正な運営の確保

62

- | | | | |
|---------------|----|----------------------|----|
| 1 税理士の業務と役割 | 62 | (2) e-Taxの利用促進 | 63 |
| 2 税理士会等との連絡協調 | 62 | 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 | 63 |
| (1) 書面添付制度の推進 | 62 | | |

VII 政策評価の実施

64

VIII 資料編

66

- | | | | |
|-----------|----|--------|----|
| ○ 租税収入・予算 | 66 | ○ 滞納状況 | 68 |
| ○ 申告・課税状況 | 66 | ○ 査察 | 68 |
| ○ 調査状況 | 67 | ○ 権利救済 | 69 |
| ○ 国際課税 | 68 | ○ 税務相談 | 69 |

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。